

報告第16号

市長の専決処分事項の報告について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、
議会において指定されている事項について、別紙のとおり専決処分したので、
同条第2項の規定により報告します。

令和2年9月4日提出

佐野市長 岡部正英

専決第11号参考資料

事故の概要

1 事故の種類	車両損傷事故
2 発生の日時 及び場所	日時 令和2年6月11日 午前10時00分頃 場所 佐野市堀米町3.818番1地先 秋山川堤防
3 発生時の状況	秋山川堤防において、刈払機により除草作業をしていたところ、小石が弾け飛び、堤防と市道にまたがって駐車してあった相手方車両の後部窓ガラスを破損した。
4 相手方	住所 [REDACTED] 氏名 [REDACTED]
5 損害の内容 及び額	車両修繕費 131,692円
6 和解日	令和2年7月10日
7 略図	